

さの Pay 取扱店募集要項

【概要】

さの Pay（さのペイ）とは、ふるさと納税のポイントを活用した、泉佐野市（さのちよく）独自の QR コード決済システムです。

ふるさと納税の返礼品として付与される「さのちよくポイント」を 1 ポイント＝1 円として、市内の登録店舗等で支払うことができる仕組みです。

- ①名称 さの Pay（さのペイ）
- ②ポイント名 さのちよくポイント（以下「ポイント」という）
- ③発行者 泉佐野市
- ④ポイント付与率 寄附金額の 3 割以内
※さのちよくポイント 1 ポイント＝1 円として利用
- ⑤ポイントの有効期限なし
- ⑥ポイントの利用場所 泉佐野市内の登録店舗、施設等
- ⑦費用 店舗等に設置するのは「QR コード」のみ
初期費用なし、決済手数料は不要

【ポイントの利用対象となる商品やサービス】

現在、総務省によって、ふるさと納税の返礼品は「地場産品」に限るという基準が設けられています。ポイントを利用できる商品やサービスについてもこの基準が適用されることとなり、以下の基準のいずれかに該当することが必須となります。

《基準》

- ① 泉佐野市内において生産されたもの。
- ② 泉佐野市内において商品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
- ③ 泉佐野市内において商品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。ただし、熟成肉、精米は大阪府内において生産された原材料に限る。
- ④ 泉佐野市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）。
- ⑤ 泉佐野市の広報の目的で生産された泉佐野市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から泉佐野市の独自の商品等であることが明白なもの。

- ⑥ ①～⑤に該当する商品等と当該商品等との間に関連性のあるものとを組み合わせ提供するものであって、当該商品等が主要な部分を占めているもの。
- ⑦ 泉佐野市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が泉佐野市に相当程度関連性のあるもの。

【取扱店の参加資格について】

市内に店舗、事業所等を有し、当該店舗等に関りポイントを使用できる者となります。ただし、税の滞納がなく、かつ、次の①から④に該当しないこと。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる事業者や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記【ポイントの利用対象となる商品やサービス】に該当しない商品等のみを取り扱う事業者
- ④ 役員等が、泉佐野市暴力団排除条例(平成 24 年泉佐野市条例第 28 号) 第 2 条 第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する事業者

【取扱店の責務、登録取り消しについて】

(1) 取扱店の責務

- ① 提供する商品・サービスは、上記【ポイントの利用対象となる商品やサービス】に記載する基準を遵守すること。
- ② 登録店舗(取扱店舗)であることが明確となるよう、取扱店舗用ポスター及び QR コードをお客様がよくわかる場所に掲示すること。
- ③ ポイントの不足分は現金等でお受け取りください。
- ④ 取扱店で独自にポイントの利用対象外となる商品等を定める場合(特売品など)は、利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- ⑤ この要領に記載している事項を遵守していただき、お客様との間で発生したトラブルについては、各店舗で責任をもって対応してください。

(2) 取扱店の登録取消

市は、提出した登録申請書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該取扱店の登録を取り消し、公表する場合があります。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、市は当該取扱店に対し当該額を請求するものとします。

【申込みについて】

(1) 申込み方法

この募集要領に記載している事項にご同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、下記さの Pay サポーターデスクへ連絡の上、提出ください。なお、「取扱店登録申請書」は市ホームページからダウンロードしてください。

市ホームページ：ホーム≫各課のご案内≫成長戦略室≫ふるさと創生課

≫ふるさと創生課 のリンク≫【ふるさと納税】 QRコード決済「さの Pay」 取扱店募集中

(2) 申請書の提出先

さの Pay サポーターデスク じもっと合同会社

〒598-0011 泉佐野市高松北 1-2-40 GHビル4階-2 TEL：072-447-5502

(3) 申込期間

随時募集（午前9時～午後5時 [土日祝除く]）

(4) 審査・承認

申請のあった事業者は、市の審査を経て、取扱店として承認します。

承認した場合には店頭に掲示していただく QRコード、POP等を郵送します。

(5) その他

個別の店舗ごとに申し込んで下さい。

市内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申請書を作成して下さい。

【請求について】

(1) 請求方法

取扱店にて管理システムより承認作業をしていただきます。

承認された内容を元に「取扱店登録申請書」で指定された口座に振り込みます。

(2) 請求スケジュール

毎月末締め、翌月5日以内に承認し、月末に振り込み

※金融機関が休業日に当たる場合、その前営業日に振込します。

【その他留意事項について】

- ①この募集要領に記載されていない事項は、下記までお問合せください。
- ②取扱店情報は、さのちよく等で周知します。

【問合せ先】 さの Pay サポーターデスク（じもっと合同会社）

〒598-0011 泉佐野市高松北 1-2-40 GHビル 4F-2

☎：072-447-5502

✉： info@jimott.net <https://mottsano.jimott.net/>